

浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に係る運用基準

平成 17 年 10 月 1 日

浜田市告示第 70 号

浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に係る運用基準について、次のとおり定める。

1 指名停止（第 2 条関係）

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合において、指名停止の通知は、別途行うものとする。

2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止（第 3 条関係）

(1) 下請負人又は共同企業体の構成員に指名停止を併せ行うときの措置対象区域は、元請負人又は共同企業体の措置対象区域の範囲内とする。

(2) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を他の共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事等について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

(3) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を他の共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第 5 条第 2 項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

3 指名停止の期間の特例（第 5 条関係）

(1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

(2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例（第 6 条関係）

(1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

(2) 第 2 号及び第 3 号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

る。

- (3) 「他の公共団体等の職員」(第3号並びに別表第2第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号関係)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 事故等に基づく措置基準(別表第1関係)

- (1) 一般工事等における過失による粗雑工事(第3号関係)について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

- (2) 市発注工事等及び一般工事等のいずれにおいても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする(第5号から第8号まで関係)。

ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

- (3) 市発注工事等における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

6 不正行為等に基づく措置基準(別表第2関係)

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

- (2) 独占禁止法第3条に違反した場合(第4号から第6号までの関係)は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停

止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(3) 独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号に違反した場合（第 4 号及び第 5 号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(4) 前 2 号の適用について、改正前の独占禁止法が適用されるときは、従前の例による。

(5) 別表第 2 第 4 号及び第 5 号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 の期間とする。この場合において、この号前段の期間が別表第 2 第 4 号及び第 5 号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第 5 条第 3 項の規定を適用するものとする。

(6) 「業務」（第 4 号及び第 14 号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

(7) 建設業法違反行為（第 11 号及び第 12 号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が市内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）

(8) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第 14 号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が市内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事等に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による

入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

この運用基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日告示第 115 号）

この運用基準は、平成 18 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 47 号）

この運用基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。